

農業保険法に基づく

果樹共済の概要

令和 7 年 7 月

経営局保険課・保険監理官

農林水産省

【略語とその定義一覧】

略語	定義
法	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）
施行令	農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）
規則	農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）
事業規程等	事業規程及び共済事業の実施に関する条例
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は共済事業を行う全国連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
特定組合	法第 73 条第 4 項に規定する特定組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
共済掛金区分	（収穫共済）類区分、引受方式の別、補償割合の別、短縮方式の申出の有無の別、防災施設の有無及びその種類の別 （樹体共済）共済目的の種類の別
収穫共済区分	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、半相殺減収総合短縮方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の別
類区分	収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その定めた区分）
類区分等	類区分（農林水産大臣が特定の収穫共済の類区分につきその細区分を定めたときは、その定めた細区分）
果樹連合会保険区分	組合等と都道府県連合会との保険関係の区分であって、収穫共済にあつては共済目的の種類の別、引受方式の別、短縮方式の申出の有無の別、樹体共済にあつては共済目的の種類の別からなるもの
果樹政府保険区分	特定組合等と政府との保険関係の区分であって、全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別からなるもの
果樹再保険区分	都道府県連合会と政府との再保険関係の区分であって、全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別からなるもの
連合会認定区分	果樹連合会保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として特定組合等以外の組合等が定める区分
政府保険認定区分	果樹政府保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として特定組合等が定める区分
政府再保険認定区分	果樹再保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分

目 次

果樹共済制度の仕組み

1. 機構	1
2. 果樹共済の種類及び共済目的の種類	2
3. 加入資格者	2
4. 共済関係の成立	3
5. 類区分等及び引受方式等	3
6. 共済責任期間	13
7. 共済事故及び補償の対象とする損害	15
8. 標準収穫量	16
9. 災害収入共済方式の基準生産金額	21
10. 共済金額	21
11. 共済掛金	24
（参考）共済掛金標準率の全国平均	25
12. 共済掛金の国庫負担	27
13. 基準収穫量	27
14. 共済金の支払	30
15. 損害評価	34
16. 共済責任の分担	42
17. 共済掛金国庫負担金の処理	46
18. 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除	47
（参考）危険段階別共済掛金率の設定・適用について	48
（参考）主要果樹の花芽の形成期、果実の収穫期等	52

第 1 果樹共済制度の仕組み

1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

(1) 3段階制

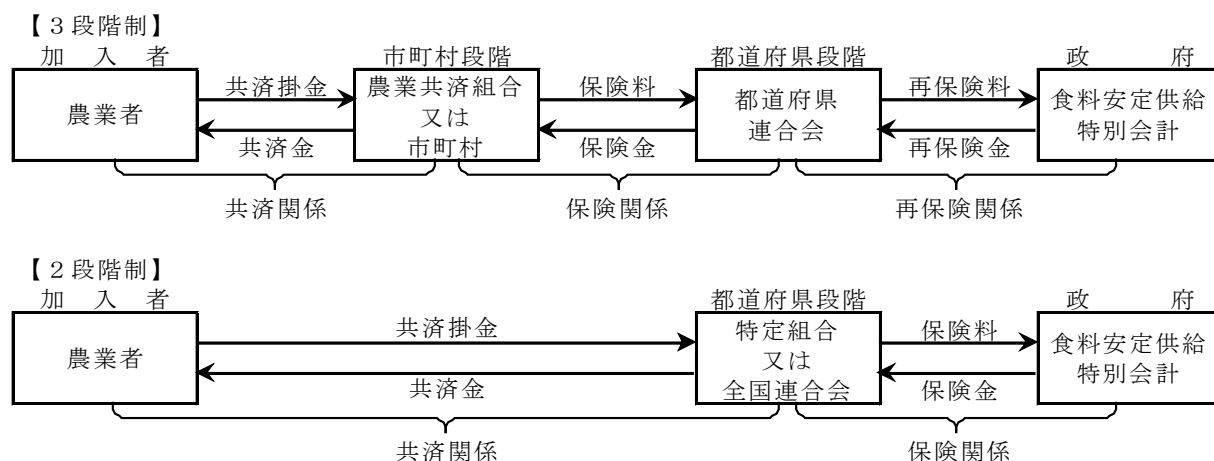
一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

(2) 2段階制

特定組合が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。

なお、農業経営収入保険の実施主体として設立した全国連合会は、次のような場合に農業共済事業の実施が可能であり、この場合、特定組合と同様に組合員から共済責任を負うとともに、その責任の一部を政府の保険に付することとなる。

- ① 特定組合又は都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合と合併したとき。
- ② 農業共済組合から農業共済事業を譲渡されたとき。
- ③ 農業共済組合若しくは共済事業を行う市町村が、その区域内において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。
- ④ 特定組合又は都道府県連合会が、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が存しない地域において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。



(3) 事業の実施

果樹共済事業は、必須事業である農作物共済及び家畜共済と異なり、組合等がその地域の果樹農業の実態に合わせて任意に実施することとされている。

なお、特定組合等以外の組合等が果樹共済事業を行うことができるのは、その属する都道府県連合会が果樹共済の保険事業を行う場合に限られる。

2. 果樹共済の種類及び共済目的の種類（法 97①③、98①、施行令 8、規則 41、42、43）

(1) 果樹共済の種類

果樹共済の種類は、果樹の永年性作物としての特性にかんがみ、年産ごとの果実の損害を対象とする「収穫共済」と、将来にわたって果実を生む資産としての樹体そのものの損害を対象とする「樹体共済」の 2 種類がある。

(2) 共済目的の種類

ア 収穫共済

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ（はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第 28 号及び甘平。以下同じ。）、りんご、ぶどう、なし（支那なしの品種に属するなしを除く。以下同じ。）、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル。

ただし、ガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られた温室内において栽培されている果樹は除外される（このような果樹は農業経営収入保険等で引き受けることができる。）。

イ 樹体共済

収穫共済と同じ（毎年結実する状態に達していない果樹（未結果樹）を除く。）

3. 加入資格者（法 20①②④⑤、104①②、規則 8 ①、9、10、61、62）

果樹共済の加入資格を有する者は、農業共済組合の区域内（全国連合会にあっては、果樹共済事業の実施区域内）に住所を有し、かつ、果樹共済の共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者であって、当該果樹の類区分ごとの栽培面積が 5 アールから 30 アールの範囲内で組合等が定款又は条例で定める面積以上の農業者である。

※次の要件を満たす農業生産組織（農業共済資格団体）は、当該組織単位で組合等に参加することができる。

- ① 構成員の全てが組合等の区域内に住所を有すること
- ② 果樹共済の対象品目の栽培の業務を行う農業者のみが構成員となっていること
- ③ 目的、共済掛金の分担、共済金の配分の方法、代表者等について、規約を定めていること

4. 共済関係の成立（法 147、令附則 4、規則 118）

収穫共済又は樹体共済の共済関係は、組合員等が、収穫共済にあっては共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあっては共済目的の種類ごと及び共済責任期間ごとに、当該組合員等が栽培を行う収穫共済又は樹体共済の共済目的たる果樹（次の(1)から(5)に掲げる果樹を除く。）の全てを収穫共済又は樹体共済に付することを申込み、組合等がこれを承諾することによって、成立する。

- (1) 類区分ごとの栽培面積が 5 アールから 30 アールの範囲内で事業規程等で定める面積に達しない果樹であること
- (2) 共済事故の発生が相当の确实さをもって見通されること
- (3) 当該果樹に係る標準収穫量、基準収穫量、基準生産金額又は共済価額の適正な決定が困難であること
- (4) 当該果樹に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること
- (5) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果実につき通常の肥培管理が行われず、又は行わないおそれがあること

（参考）自動継続特約

果樹共済の申込みの承諾の際、組合員等からの申出により翌年以降の年産（又は年度）の果樹について申込期間が終了するまでに当該組合員等から果樹共済の申込みをしない旨の意思表示がないときは、当該果樹共済の申込みがあったものとする旨の特約を付することができる。

5. 類区分等及び引受方式等（法 148①、規則 119、120、121）

(1) 類区分等

ア 収穫共済

共済目的の種類とする果樹には、同一種類に属するものであっても、その品種、栽培方法等によって収穫時期、被害発生態様等に差異があることから、これらの差異の大きいものについては、品種、栽培方法等に応じて、共済目的の種類に区分（類区分）を定めている。

うんしゅうみかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、かき及びうめについては、別表 1（P 6）のとおり類区分が設定されている。

また、災害収入共済方式以外の引受方式においては、同一の共済目的の種類に価格差の大きい複数の品種が含まれている場合には、都道府県ごとに、価格差に応じて更に区分（以下「細区分」という。）を定めている（P10 参照）。

イ 樹体共済

樹体共済についても、生育の程度に応じて樹体共済の類区分を定められることとなっているが、現在、当該区分は定められていないので、共済金額の設定及び支払共済金の算定は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び農業者ごとを単位として行うこととなる。

(2) 引受方式

ア 引受方式の種類

果樹共済の引受方式は、以下のとおりである。

果樹共済の種類等			内 容
収 穫	全 相 殺 減 収 方 式		組合員等ごとに、基準収穫量（＊１）から実収穫量を差し引いて得た数量（減収量）が、基準収穫量の２割（又は３割、４割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
	全 相 殺 品 質 方 式		組合員等ごとに、品質を加味した基準収穫量から品質を加味した実収穫量を差し引いて得た数量（減収量）が、基準収穫量の２割（又は３割、４割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
共 済	半 相 殺 方 式		組合員等ごとに、被害樹園地の減収量の合計が、その組合員等の基準収穫量（樹園地ごとの基準収穫量の合計）の３割（又は４割、５割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
	減収総合方式	一 般 方 式	半相殺方式のうち、共済責任期間が６の(1)のアの期間であるもの
		短 縮 方 式	半相殺方式のうち、共済責任期間が６の(1)のイの期間であるもの
共 済	地域インデックス方式		組合員等ごと及び統計単位地域（＊２）ごとに、共済事故による損害が発生し、かつ、その年産の統計単収（＊３）が基準統計単収（＊４）を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹齢構成係数（＊５）及び栽培面積を乗じて得た数量が、基準統計単収に当該樹齢構成係数及び栽培面積を乗じて得た数量の１割（又は２割、３割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
	災 害 収 入 共 済 方 式		組合員等ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額（＊６）の８割（又は７割、６割）に達しないときに共済金を支払う方式
樹 体 共 済			樹体の枯死、流失、滅失、埋没、損傷による損害額が 10 万円又は共済価額の 1 割のいずれか小さい金額を超えた場合に共済金を支払うもの

＊１ 基準収穫量：平年収穫量のこと、組合等が組合員等又は樹園地ごとに設定。

＊２ 統計単位地域：都道府県の区域

＊３ 統計単収：作物統計調査規則第４条第３項の収穫量調査に基づく単位面積当たりの作物の種類別収穫量

- ※ 4 基準統計単収：統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均値（5 か年中中庸3 か年平均。うんしゅうみかんについては統計単収の平均値（6 か年中中庸4 か年平均）に隔年結果の状況を考慮したもの。）
- ※ 5 樹齢構成係数：組合員等の樹園地の樹齢構成を勘案した係数
- ※ 6 基準生産金額：平年的な生産金額のことで、組合等が組合員等ごとに設定。

イ 引受方式の選択方法

うんしゅうみかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、かき及びうめの引受方式は、別表1の加入区分ごと及び類区分ごとに、選択できる引受方式の中から組合員等が選択する。

なつみかん、いよかん、おうとう、びわ、くり、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルについては、別表2（P9）の中から組合員等が選択する。

ただし、全相殺減収方式を選択することができるのは全相殺減収方式資格者（※1）、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択できるのは、全相殺品質方式・災害収入共済方式資格者（※2）に限る。

※1 全相殺減収方式資格者

次に掲げる者

ア 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を出荷した数量の資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

イ 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量がその者の青色申告書（規則第87条第3項第2号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類（以下、「青色申告書等」という。）により適正に確認できる者

ウ 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量が、規則第119条第3項第3号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類（以下、「確定申告関係書類」という。）により適正に確認できる者（当該者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第134条において準用する保険法（平成20年法律第56号）第30条の規定により収穫共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）（以下、確定申告関係書類を用いて収穫量を確認する全相殺減収方式を「帳簿全相殺減収方式」という。）

※2 全相殺品質方式資格者又は災害収入共済方式資格者

類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去5年間の出荷した数量、品質又は価格の資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者又はその者が栽培する果樹に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書等により適正に確認できる者

別表 1

共済目的 の種類	加入区分	類区分		選択できる引受方式
うんしゅう みかん	第 1 区分	1 類	早生うんしゅうの品種のうんしゅうみかん（3 類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2 類	普通うんしゅうの品種のうんしゅうみかん（3 類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3 類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウス（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている法第 98 条第 1 項第 7 号に規定する特定園芸施設をいい、気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。以下同じ。）を用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第 2 区分	4 類		全相殺減収方式
	第 3 区分	4 類		地域インデックス方式
	第 4 区分	3 類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び災害収入共済方式
		5 類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	災害収入共済方式
指定かんきつ	第 1 区分	1 類	はっさく、ぽんかん、ぶんたん、ネーブルオレンジ、ゆず、愛媛果試第 28 号	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2 類	さんぼうかん、たんかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、はるみ、レモン、せとか、甘平	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

りんご	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式
	第1区分	1類	早生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	晩生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
ぶどう	第4区分	4類		災害収入共済方式
	第1区分	1類	早生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	晩生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		4類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	5類		全相殺減収方式
	第3区分	5類		地域インデックス方式
なし	第4区分	4類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び災害収入共済方式
		6類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	災害収入共済方式
	第1区分	1類	早生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	晩生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

	第2区分	6類		全相殺減収方式
	第3区分	4類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
		5類	西洋なしの品種のなし	地域インデックス方式
	第4区分	6類		災害収入共済方式
もも	第1区分	1類	生食用早生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	生食用中生及び晩生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	加工用の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
	第4区分	4類		災害収入共済方式
	第4区分	4類		災害収入共済方式
かき	第1区分	1類	甘がきの品種のかき	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	渋がきの品種のかき	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	3類		全相殺減収方式
	第3区分	3類		地域インデックス方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式
うめ	第1区分	1類	小うめの品種のうめ	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	小うめの品種以外のうめ	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	3類		全相殺減収方式
	第3区分	3類		地域インデックス方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式

※1 加入区分

第1区分：地域インデックス方式及び災害収入共済方式以外の引受方式を選択する場合（帳簿全相殺減収方式を選択する場合を除く）の加入区分

第2区分：帳簿全相殺減収方式を選択する場合の加入区分

第3区分：地域インデックス方式を選択する場合の加入区分

第3区分：災害収入共済方式を選択する場合の加入区分

※2 なしの区分及びうめの区分に属する品種の果樹には、当該果樹に係る授粉樹が含まれるものとする。

別表 2

共済目的の種類	選択できる引受方式
おうとう、くり、すもも、キウイフルーツ	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式
びわ、パインアップル	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式
なつみかん、いよかん	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び災害収入共済方式

(参考) 都道府県ごとに設定された細区分の例

県名	収 穫 共 済 の 共済目的の種類	細区分	細区分に属する主な品種等
A 県 の 場 合	うんしゅうみかん	1 群	早生うんしゅうの品種のうち極早生うんしゅうの品種（4群に属するものを除く。）
		2 群	早生うんしゅうの品種（1群に属する品種及び4群に属するものを除く。）
		3 群	普通うんしゅうの品種（4群に属するものを除く。）
		4 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもの
B 県 の 場 合	指 定 か ん き つ	1 群	ネーブルオレンジ、ぽんかん
		2 群	はっさく
		3 群	清美、セミノール
		4 群	さんぼうかん
		5 群	不知火
C 県 の 場 合	り ん ご	1 群	早生の品種
		2 群	中生の品種のうち世界一、大紅栄、陸奥
		3 群	中生の品種のうちひろさきふじ、やたか、昂林、紅玉、シナノスイート、トキ、涼香の季節、ジョナールド
		4 群	中生の品種（2群及び3群に属する品種を除く。）
		5 群	晩生の品種のうちふじ、シナノゴールド、星の金貨
		6 群	晩生の品種（5群に属する品種を除く。）
D 県 の 場 合	ぶ ど う	1 群	早生の品種（6群から8群に属するものを除く。）
		2 群	中生の品種のうち巨峰、ピオーネ、紅伊豆、藤稔、サニールージュ、ゴルビー、多摩ゆたか、安芸クイーン、シャインマスカット（6群から8群に属するものを除く。）
		3 群	中生の品種のうち甲斐路、ロザリオ・ビアンコ、ザリオロッソ、ピッテロビアンコ（6群から8群に属するものを除く。）
		4 群	中生の品種（2群及び3群に属する品種並びに6群から8群に属するものを除く。）
		5 群	晩生の品種（6群から8群に属するものを除く。）
		6 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもののうち巨峰、ピオーネ、紅伊豆、ロザリオ・ビアンコ
		7 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもののうちデラウェア
		8 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもの（6群

			及び7群に属する品種を除く。)
E 県 の 場 合	な し	1 群	日本なしの早生の品種
		2 群	日本なしの中生の品種
		3 群	日本なしの晩生の品種
		4 群	西洋なしの品種
F 県 の 場 合	も も	1 群	生食用早生の品種
		2 群	生食用中生の品種
		3 群	生食用晩生の品種
		4 群	加工用の品種
	お う と う	1 群	2群以外の品種
		2 群	ナポレオン、ジャボレー
G 県 の 場 合	か き	1 群	甘がきの品種（2群及び3群に属する品種を除く。）
		2 群	甘がきの品種のうち富有
		3 群	甘がきの品種のうち早秋、太秋
		4 群	渋がきの品種
	う め	1 群	小うめの品種
		2 群	小うめの品種以外の品種
H 県 の 場 合	す も も	1 群	早生の品種
		2 群	中生の品種
		3 群	晩生の品種
	キウイフルーツ	1 群	ゴールドキウイ
		2 群	1群以外の品種

(3) 支払開始割合及び補償限度割合並びに共済限度額割合

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式に係る支払開始割合及び補償限度割合は、類区分ごとに、収穫共済区分に応じて、次の表の支払開始割合に対応する補償限度割合の中から組合員等が選択する。

収穫共済区分	支払開始割合	補償限度割合
全相殺減収方式、全相殺品質方式	20%	70%
	30%	60%
	40%	50%
半相殺減収総合方式	30%	70%
	40%	60%
	50%	50%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%

イ 災害収入共済方式に係る共済限度額割合は、類区分ごとに、80%、70%、60%のうちから組合員等が選択する。

6. 共済責任期間（法 151、規則 137）

(1) 収穫共済

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式

共済目的の種類	共済責任期間
りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ	花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間
うんしゅうみかん、いよかん及びびわ	春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
なつみかん及び指定かんきつ	春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
パインアップル	夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

※果樹は春季に開花しその後結実するが、その花の原基即ち花芽は開花の前年に形成されるので、その花芽の災害も共済対象とするよう下図（P14）のようにおおむね1年半位の期間としている。

イ 半相殺減収総合短縮方式

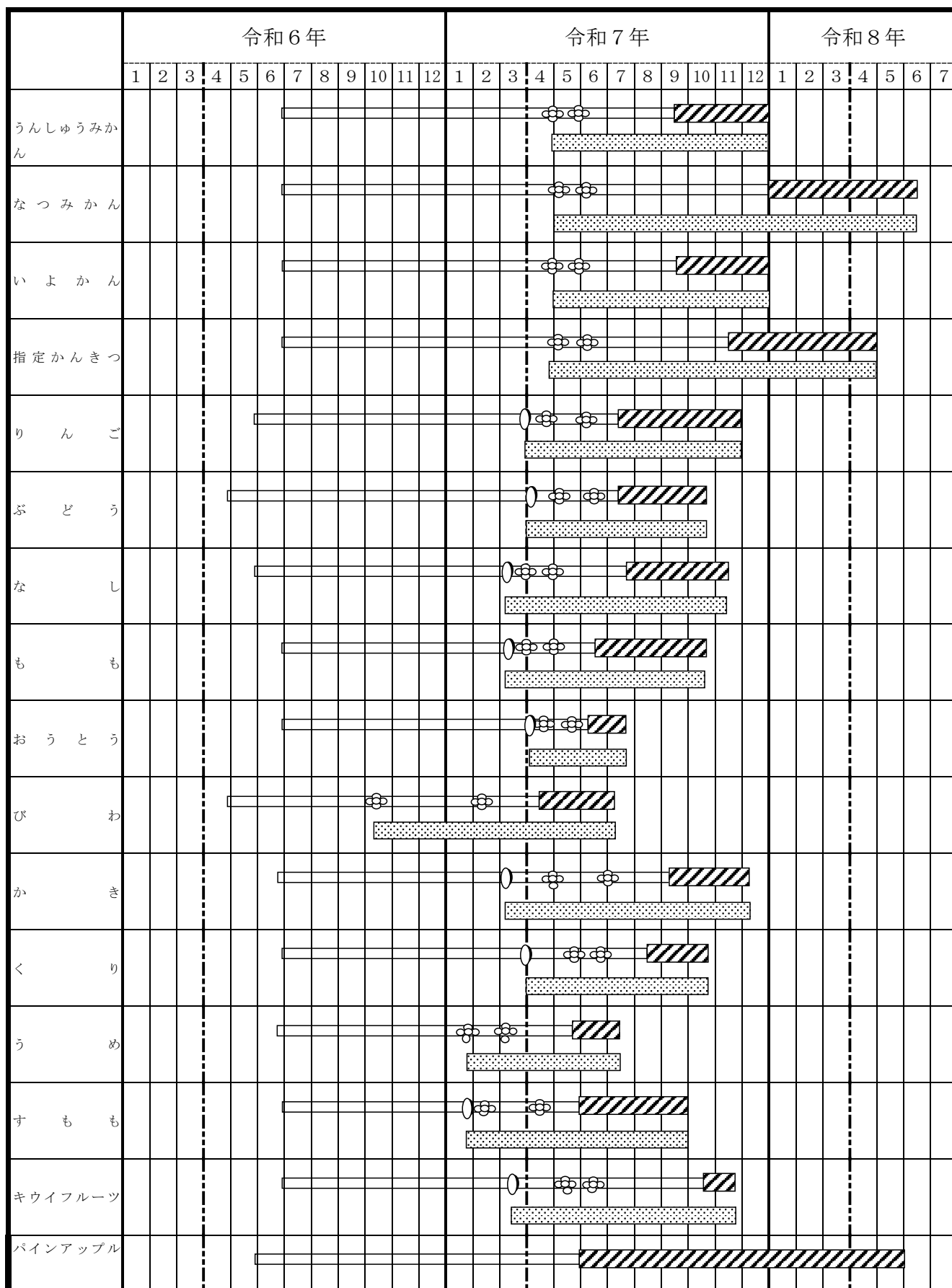
共済目的の種類	共済責任期間
りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ	発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
うんしゅうみかん、いよかん及びうめ	開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
なつみかん、指定かんきつ及びびわ	開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

（注）果実の収穫とは、果実を適期に採取し、樹園地から搬出することである。ただし、当該樹園地内において貯蔵する場合は、その貯蔵する時までをいう。

(2) 樹体共済

事業規程等で定める日から1年間。

なお、事業規程等で定める日は、引受事務の効率化等の観点から、全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の始期に合わせることにしている。



発芽期
開花期
収穫期
短縮方式

7. 共済事故及び補償の対象とする損害（法 98①③、施行令附則 4、規則 49⑥）

(1) 収穫共済

収穫共済の共済事故は、次のとおりであり、補償の対象とする損害は、次に掲げる災害による果実の減収（全相殺品質方式においては果実の減収及び品質の低下、災害収入共済方式においては果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）である。

- ア 風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- イ 火災
- ウ 病虫害
- エ 鳥獣害

(2) 樹体共済

(1) のア～エに掲げる共済事故による樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷。

なお、埋没及び損傷の範囲は、次のとおりである。

- ・埋没とは、埋没に係る果樹をその埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が、当該果樹の共済価額を超える程度のもの
- ・損傷とは、主枝に係る損傷であり、かつ、その程度がその損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の 2 分の 1 以上の部分にわたる程度のもの

8. 標準収穫量（法 148①②、規則 122）

- (1) 標準収穫量とは、概念的にはその年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに期待し得る平年の収穫量である。従って、これは、「被害がないという前提での収穫量」とは異なり、平年的な減収量が見込まれたものである。

また、標準収穫量は、共済金額や共済掛金の額の算定基礎となるものである。

- (2) 標準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

ア 全相殺減収方式

$$\text{標準収穫量} = \text{標準単収} \times \text{栽培面積}$$

ただし、帳簿全相殺減収方式にあつては、(4) のアにより標準単収が定められない場合は、ウ（半相殺方式）又はエ（地域インデックス方式）の方法により算定された数量とすることができる。

イ 全相殺品質方式

$$\text{標準収穫量} = \text{標準単収} \times \text{標準品質指数} \times \text{栽培面積}$$

※標準品質指数：

（出荷資料による場合）

基準年（最近2か年）における出荷資料から算定した、地域における当該類区分等に係る果樹の平均評点数（1kg 当たり販売価額）に対する当該組合員等の当該類区分等に係る果樹の平均評点数（1kg 当たり販売価額）の比。

（青色申告書等による場合）

組合員等ごと及び類区分等ごとに、最近5か年（隔年結果のある樹種は6か年）間に収穫した当該類区分等に係る生食用仕向け及び加工用仕向きの数量及び価格から、次により算出する。

$$\text{標準品質指数} = \frac{\text{生食用仕向きの平均数量} + \text{加工用仕向きの平均数量}}{\text{加工用仕向きの指数} \times \text{生食用仕向きの平均数量} + \text{加工用仕向きの平均数量}}$$

ウ 半相殺方式

$$\text{標準収穫量} = \text{樹園地別標準収穫量の合計}$$

※類区分等に係る収穫量を出荷資料、青色申告書等又は確定申告関係書類により確認できる場合は、アの方法により算定することができる。

エ 地域インデックス方式

$$\text{標準収穫量} = (\text{標準単収} \times \text{樹齢構成係数} \times \text{統計単位地域ごとの栽培面積}) \text{の合計}$$

※樹齢構成係数：統計単位地域ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、樹齢別の単収比（平均単収に対する各樹齢の単収）を樹齢別の栽培面積を重みとして加重平均した値

(3) 樹園地別標準収穫量

樹園地別標準収穫量は、果実の年産ごと、樹園地ごと及び類区分等ごとに、次式により算定する。

$$\text{樹園地別標準収穫量} = \left(\begin{array}{l} \text{年産別標準} \\ \text{収量表によ} \\ \text{る樹齢ごと} \\ \text{の標準単収} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{樹齢ごとの} \\ \text{栽培面積} \\ \text{(又は植栽} \\ \text{本数)} \end{array} \right) \times \text{の合計} \times \begin{array}{l} \text{損害評} \\ \text{価実績} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{高接ぎ・} \\ \text{損傷係数} \end{array}$$

※高接ぎ・損傷係数：組合員等が栽培する果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があった場合に、台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等を参酌して定める係数。

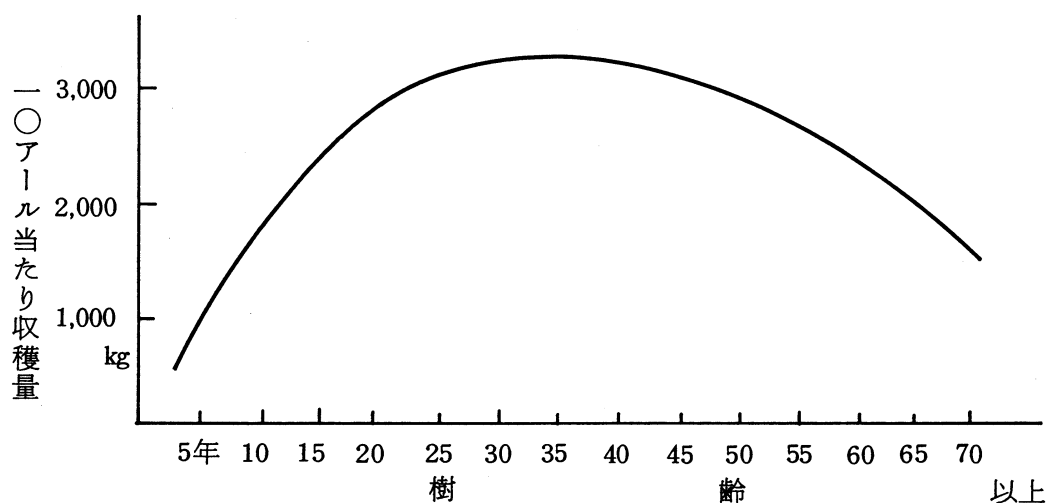
なお、半相殺方式の樹園地別標準収穫量に係る具体的な事務手続きの流れは以下のとおり。

順 序	決 め 方
農 林 水 産 省 ↓	農林水産省経営局長は、毎年、収穫共済の共済目的の種類ごとに、農林水産統計資料等の最近5か年中中庸3か年（隔年結果がある場合には6か年中中庸4か年）平均の10アール当たり収穫量を基礎に都道府県ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知する。
都 道 府 県 ↓	知事は、類区分ごとに、組合等ごとの農林水産統計資料その他関係機関が作成した果樹に関する資料の最近5か年中中庸3か年平均の10アール当たり収穫量及び栽培面積により、組合等別に10アール当たり収穫量を決定し、通知する。 なお、この通知する組合等の10アール当たり収穫量の平均は、農林水産省経営局長の通知10アール当たり収穫量に一致しなければならない。
農 業 共 済 組 合 等 ↓ 農業者 樹 園 地 樹 園 地 ↓ 農業者 樹 園 地 樹 園 地	組合等は、類区分等ごと及び引受けの対象となった樹園地ごとに、当該樹園地の樹齢ごとの面積（又は植栽本数）に知事が通知した10アール当たり収穫量に一致するように定めた年産別標準収量表の樹齢ごとの10アール当たり（又は1本当たり）収穫量を乗じて得た収穫量（園地条件、肥培管理状況が把握できるときは、その状況を加味した収穫量）を基礎に樹体状況（高接ぎ等）及び損害評価実績を参酌して標準収穫量を定める。なお、短縮方式にあっては、当該短縮期間内において果実の減収が見込まれる被害分を差し引く方法により定める。

※標準収量表とは、果樹は永年性作物の特性から生長に応じて収穫量が増大し、盛果期を過ぎると次第に減退していくものであることにかんがみ、この樹齢に応じた10アール当たり及び1本当たりの標準的収穫量を表にしたものである。

※この標準収量表は、組合等の区域について類区分ごと（品種、地域又は栽培条件、植栽形態等により平均的な収穫量に差があるときは、その要因ごと）に作成するものであり、年産ごとの標準収量表は樹齢別結果樹面積を重みとした類区分ごと及び組合等ごとの平均値が知事が指示した10アール当たり収穫量に一致するように定める。また、この標準収量表は一般に3年ごとに作成する。

標準収穫量グラフの例（うんしゅうみかん1類）



(4) 標準単収

ア 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

組合員等ごと及び類区分等ごとに最近5か年（隔年結果がある樹種は6か年）の出荷資料、青色申告書等及び確定申告関係書類から年産ごとの10アール当たり収穫量を算出し、5か年中中庸3か年（隔年結果がある場合は6か年中中庸4か年、6か年分の10アール当たり収穫量が得られない場合は最近4か年中中庸2か年）の平均10アール当たり収穫量を算出する。当該平均10アール当たり収穫量に樹齢構成の変化等による収穫量の伸び率を乗じて10アール当たり標準収穫量を定めたものを標準単収とする。

標準単収に当該組合員等の当該類区分等ごとの栽培面積を乗じて得た収穫量を基礎に樹体の状況（高接ぎ等）を参酌して標準収穫量を定める。

ただし、帳簿全相殺減収方式にあつては、最近5か年分の年産ごとの10アール当たり収穫量が得られないときは、次の方法により平均10アール当たり収穫量を算出し、当該平均10アール当たり収穫量を標準単収とする。この場合、樹齢構成の変化等による収穫量の伸び率は乗じない。

(ア)最近4か年分の年産ごとの10アール当たり収穫量が得られるときは、組合員等ごと及び類区分等ごとに最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量

(イ)最近4か年分の年産ごとの10アール当たり収穫量が得られないときは、欠ける年産の10アール収穫量を統計単収等で補完※したうえで組合員等ごと及び類区分等ごとに5か年中中庸3か年（隔年結果がある場合は、6か年中中庸4か年）の平均10アール当たり収穫量

※欠ける年産の10アール収穫量の補完方法は以下のとおり。

- ① 統計単位地域の統計単収（当該統計地域の統計単収が得られない場合は、全国の統計単収）

ただし、当該申込者が収穫共済に加入して損害通知を行っていた場合は、当該申込者の損害評価実績の収穫量を当該申込者の栽培面積で除して得られる数量とする。

- ② ①によって算定できない場合は、組合等に属する組合員等（全相殺減収方式、全相殺品質方式及び災害収入共済方式の加入者に限る。）の収穫量の合計を当該組合員等の栽培面積の合計で除して得られる数量

イ 地域インデックス方式

組合等は、年産ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとに統計単位地域における統計単収の過去5か年中中庸3か年（うんしゅうみかんについては過去6か年中中庸4か年）の平均値を標準単収とする。

なお、統計単収の全部又は一部が欠ける年産がある場合は、統計データが必要年数分揃うまでは、全国の統計単収を用いる。

9. 災害収入共済方式の基準生産金額（法 148④、規則 124）

- (1) 基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。

基準生産金額は、災害収入共済方式において、共済金額や共済掛金の額の算出基礎となり、また、共済金の額の算出基礎となるものである。

- (2) 基準生産金額は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、最近 5 か年の出荷資料又は青色申告書等により、次式により算定する。

基準生産金額 = 10 アール当たり基準生産金額 × 栽培面積

※10 アール当たり基準生産金額

= 平均 10 アール当たり生産金額 × 樹齢構成の変化に係る係数 × 高接ぎ・損傷係数

※平均 10 アール当たり生産金額

= 各年の 10 アール当たり生産金額の平均値（5 か年中中庸 3 か年平均）

※10 アール当たり生産金額

= 当該組合員等の類区分ごとの生産金額 / 当該組合員等の類区分ごとの栽培面積

※当該組合員等の類区分ごとの生産金額

= 総販売金額 - 必要経費

10. 共済金額（法 148①⑥、規則 120、121、123、125、126）

共済金額は、次式により算定する。

- (1) 収穫共済

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

組合員等ごと及び類区分ごとに、標準収穫金額の合計の 40%以上補償限度割合以下の範囲内で組合員等が選択した金額

※標準収穫金額 = 果実のキログラム当たり価額 × 標準収穫量

(例) りんご 1 類で 70%を選択

(1 kg 当たり価額)		(標準収穫量)		(標準収穫金額)
1 群	130 円	×	3,000kg	= 390,000 円
2 群	280 円	×	2,000kg	= 560,000 円
計		——	5,000kg	950,000 円
(標準収穫金額)		(選択割合)		(共済金額)
950,000 円		×	70%	= 665,000 円

※果実のキログラム（1 kg）当たり価額は、最近 4 か年中の中庸 2 か年平均の農家手取価格

を基礎にして、類区分等ごとに、法第 148 条第 2 項の規定に基づき、都道府県の区域を適用地域として、農林水産大臣が定める金額である。

なお、帳簿全相殺減収方式の果実のキログラム当たり価額は次のとおりとする。

① 最近 4 か年における果実の年産ごと類区分等ごとの平均的なキログラム当たり販売金額について組合員等の確定申告関係書類により把握できる場合は、当該金額と法 148 条第 2 項の規定に基づき、全国を適用地域として共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い金額

② 最近 4 か年における果実の年産ごと類区分等ごとの平均的なキログラム当たり販売金額について確定申告関係書類により把握できない場合

i 当該果実について細区分が定められている場合にあっては、次の算式により算出した金額

$$\text{果実のキログラム当たり価額} = \frac{\sum \left(\begin{array}{l} \text{組合員等が栽培する品種が} \\ \text{属する細区分ごとに法第} \\ \text{148 条第 2 項の規定に基づ} \\ \text{き、都道府県の区域を適用} \\ \text{地域として農林水産大臣が} \\ \text{定める金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該品種が属する} \\ \text{細区分ごとの} \\ \text{栽培面積} \end{array} \right)}{\text{当該品種が属する細区分ごとの栽培面積の合計}}$$

ii 当該果実について細区分が定められていない場合にあっては、法第 148 条第 2 項の規定に基づき、都道府県の区域を適用地域として農林水産大臣が定める金額

イ 地域インデックス方式

組合員等ごと及び類区分ごとに、標準収穫金額の 40%以上補償限度額割合以下の範囲内で組合員等が選択した金額

※ 標準収穫金額 = 果実のキログラム当たり価額 × 標準収穫量

※キログラム当たり価額は次のとおりとする。

i 当該果実について細区分が定められている場合にあっては、次の算式により算出した金額

$$\text{果実のキログラム当たり価額} = \frac{\sum \left(\begin{array}{l} \text{組合員等が栽培する品種が} \\ \text{属する細区分ごとに法第} \\ \text{148 条第 2 項の規定に基づ} \\ \text{き、都道府県の区域を適用} \\ \text{地域として農林水産大臣が} \\ \text{定める金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該品種が属する} \\ \text{細区分ごとの} \\ \text{栽培面積} \end{array} \right)}{\text{当該品種が属する細区分ごとの栽培面積の合計}}$$

ii 当該果実について細区分が定められていない場合にあっては、法第 148 条第 2 項の規定に基づき、都道府県の区域を適用地域として農林水産大臣が定める金額

ウ 災害収入共済方式

組合員等ごと及び類区分ごとに、基準生産金額の 40%以上共済限度額以下の範囲内において組合員等が選択した金額

(2) 樹体共済

組合員等ごと及び共済目的の種類ごとに、共済価額（標準収穫金額に樹齢ごとの換算係数を乗じた額）の 40%以上 80%以下の範囲内において組合員等が選択した金額

（例）樹齢区分がある場合（うんしゅうみかん 1 類）で 80%を選択

(注)					
(樹齢区分ごとの標準収穫金額)		(樹齢ごとの換算係数)		(共 済 価 額)	
7 年生	150,000 円	×	7.4	=	1,110,000 円
18 年生	200,000 円	×	5.4	=	1,080,000 円
計	350,000 円		—		2,190,000 円
(共済価額)		(選択割合)		(共済金額)	
2,190,000 円	×	80%	=	1,752,000 円	

（注）樹齢ごとの換算係数とは、樹体の価額と標準収穫金額（収穫共済と同様の方法による。）との割合を、樹齢ごと（5 年刻み）に係数化したものであって農林水産大臣が定める。この場合の樹体の価額は、育成に要した費用の額や将来の期待収益を勘案して算出している。

※共済金額は、共済責任期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であって、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われる。また、共済掛金もこの金額を用いて算定される。

11. 共済掛金（法 116、149、規則 73①④⑥、127、128）

(1) 共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

(2) 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

なお、樹園地に農林水産大臣が定めた特定の防災施設を設置する場合にあっては、農林水産大臣が定めた方法で算定した率を共済掛金率とする。

※基準共済掛金率（共済掛金区分ごと及び危険段階ごと）は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去 20 年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、3 年ごとに一般に改定する。

(3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、3 年ごとに設定する。

組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。

（詳細は P 48 を参照）

(4) 共済掛金の払込み

組合等との間に果樹共済の共済関係の成立した者は、果樹共済の共済責任期間の開始前で事業規程等で定める日までに共済掛金を組合等に支払わなければならない。

ただし、組合員等の申請に基づき、共済掛金の延納を認める場合は、事業規程等で定める日までとする。また、事業規程等において共済掛金の分納を定めた場合、組合員等の申請に基づき、共済掛金を 2 回に分割して払うことができる。

(参考)

共済掛金標準率の全国平均

引受方式		補償 限度 割合	うん しゅう みかん %	なつみ かん %	いよか ん %	指定 かんき つ %	りんご %	ぶどう %	なし %	もも %
収 穫 共 済	全相殺 減収方式	70	4.213	5.379	6.569	5.432	4.598	3.073	5.657	4.239
		60	3.403	2.715	3.400	2.668	3.087	2.196	3.558	2.022
		50	3.253	1.203	1.480	1.203	2.090	1.629	2.325	0.949
	全相殺 品質方式	70	—	—	—	—	—	—	5.307	—
		60	—	—	—	—	—	—	3.303	—
		50	—	—	—	—	—	—	2.163	—
	半相殺方式 (一般)	70	4.478	5.708	7.029	5.780	4.625	3.282	6.014	4.484
		60	2.219	2.917	3.630	2.888	2.870	1.544	3.848	2.185
		50	0.926	1.309	1.550	1.322	2.095	0.785	2.561	1.012
	半相殺方式 (短縮)	70	—	—	—	—	4.209	2.873	5.129	3.939
		60	—	—	—	—	2.572	1.407	3.124	1.801
		50	—	—	—	—	1.771	0.649	1.966	0.800
	地域インデッ クス方式	90	1.595	—	—	—	1.327	1.065	2.512	—
		80	0.505	—	—	—	0.306	0.175	1.064	—
		70	0.100	—	—	—	0.130	0.038	0.427	—
	災害収入共済 方式	80	3.807	5.315	6.350	5.235	—	2.839	4.468	3.529
		70	2.395	3.001	4.290	3.499	—	1.284	3.177	2.353
		60	1.232	1.697	2.660	2.155	—	0.544	2.275	1.608
樹体共済		—	0.152	—	—	0.060	1.147	0.861	0.554	3.880

(注) 農業者負担は当該率の50%

引受方式		補償 限度 割合	おうと う %	びわ %	かき %	くり %	うめ %	すもも %	キウイ フルー ツ %	パイン アップ ル %
収 穫 共 済	全相殺 減収方式	70	11.037	11.489	4.945	9.535	7.249	8.303	5.568	－
		60	7.762	8.332	3.304	7.345	4.762	5.223	3.250	
		50	5.159	5.944	2.074	3.659	2.894	3.092	1.974	－
	全相殺 品質方式	70	－	－	4.684	－	－	－	－	－
		60	－	－	3.114	－	－	－	－	－
		50	－	－	1.949	－	－	－	－	－
	半相殺方式 (一般)	70	11.622	12.548	5.280	9.770	7.718	9.173	5.610	－
		60	7.224	8.693	2.786	6.742	5.141	6.059	3.320	－
		50	4.830	5.773	1.426	4.634	3.152	3.698	2.024	－
	半相殺方式 (短縮)	70	9.762	－	4.543	8.483	6.546	7.740	－	－
		60	5.551	－	2.241	5.975	4.180	3.693	－	－
		50	3.552	－	1.086	4.184	2.482	2.134	－	－
	地域インデッ クス方式	90	3.011	7.312	－	3.114	2.303	2.940	2.750	1.120
		80	1.389	4.642	－	1.667	0.855	1.191	1.059	0.380
		70	0.311	3.091	－	0.971	0.278	0.472	0.247	0.020
	災害収入共済 方式	80	－	－	4.823	－	5.725	8.448	4.943	－
		70	－	－	3.346	－	3.980	6.199	3.200	－
		60	－	－	2.183	－	2.657	4.456	1.924	－
樹体共済		－	1.370	－	0.047	－	－	－	3.965	－

12. 共済掛金の国庫負担（法 13）

国庫は、類区分ごとに、組合員等が支払うべき共済掛金のうち、共済金額に基準共済掛金率（防災施設割引の対象となる場合は、基準共済掛金率 × （1 − 防災施設割引率））を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を負担する。

（例） うんしゅうみかん 1 類（半相殺減収総合一般方式）

$$\begin{array}{llll} \text{（共 済 掛 金）} & & \text{（共 済 金 額）} & \text{（ 共 済 掛 金 率 ）} \\ 16,618 \text{ 円} & = & 245,000 \text{ 円} & \times 6.783\% \\ \text{（国庫負担共済掛金）} & & \text{（ 共 済 掛 金 ）} & \text{（ 国 庫 負 担 率 ）} \\ 8,309 \text{ 円} & = & 16,618 \text{ 円} & \times 1/2 \\ \text{（農家負担共済掛金）} & & \text{（ 共 済 掛 金 ）} & \text{（ 国 庫 負 担 共 済 掛 金 ）} \\ 8,309 \text{ 円} & = & 16,618 \text{ 円} & - 8,309 \text{ 円} \end{array}$$

13. 基準収穫量（法 150①③、規則 132、133）

（1）基準収穫量は、隔年結果の状況を考慮し、標準収穫量を調整したものであり、全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式において被害があったときに、損害評価の基準として支払共済金の額の算定の基準となるものである。

また、災害収入共済方式においては被害があったとき、減収又は品質の低下があったか否かを判断する基準となるものである。

（2）基準収穫量の設定方法は方式ごとにおおむね次のとおりである。

ア 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

組合員等ごと及び類区分等ごとに、当該引受けに係る年産の前年産の果実の出荷資料、青色申告書等又は確定申告関係書類が明らかになった時点で次のとおり算定した数量とする。

（ア）隔年結果による変動がないと認められる場合

$$\text{基準収穫量} = \text{標準収穫量}$$

（イ）隔年結果による変動があると認められる場合

$$\text{基準収穫量} = \text{標準収穫量} \times \text{変動係数}$$

※変動係数は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、最近6か年の10アール当たり収穫量から、次のとおり算定する。

a 当該年産が表年の場合

$$\text{変動係数} = 1 + \text{平均変動率}$$

b 当該年産が裏年の場合

$$\text{変動係数} = 1 - \text{平均変動率}$$

※平均変動率は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、次のとおり算定する。

- i 最近6か年の10アール当たり収穫量から算定する場合

$$\text{平均変動率} = \frac{\left(\frac{\text{各年産間の収穫量の変動幅のうち最高及び最低の変動幅を除く3つの変動幅の平均値}}{2} \right)}{\text{最近6か年中中庸4か年の単純算術平均した10アール当たり収穫量}}$$

- ii 最近5か年の10アール当たり収穫量から算定する場合

$$\text{平均変動率} = \frac{\left(\frac{\text{各年産間の収穫量の変動幅のうち最高及び最低の変動幅を除く2つの変動幅の平均値}}{2} \right)}{\text{最近4か年中中庸2か年の単純算術平均した10アール当たり収穫量}}$$

イ 半相殺減収総合方式

共済責任期間の開始後開花期までの間に類区分等ごと及び引受けの対象となった樹園地ごとに、園地条件、肥培管理及び隔年結果の状況のほか、損害評価実績及び高接ぎ、樹体の損傷等を勘案して標準収穫量を調整して定める。

なお、類区分等ごと及び樹園地ごとの基準収穫量を類区分ごとに当該組合等について合計して得られる数量は、当該樹園地の当該類区分等に係る標準収穫量を同様に合計して得られる数量に100分の110を乗じて得られる数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。

ただし、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

ウ 地域インデックス方式

統計単位地域ごと及び類区分ごとに、当該引受けに係る年産の前年産の統計単収が明らかになった時点で算定した数量とする。

うんしゅうみかん以外の果樹
基準収穫量＝標準収穫量

うんしゅうみかん
統計単位地域ごと及び類区分ごとにアの(イ)に準じて定める。

エ 災害収入共済方式

組合員等ごとに、当該引受けに係る年産の前年産の果実の出荷資料又は青色申告書等が明らかになった時点で、次式のとおり算出した数量とする。

基準収穫量 = 基準単収 × 栽培面積 × 変動係数 × 基準品質指数

※基準単収：最近5か年（隔年結果がある樹種は6か年）の出荷資料又は青色申告書等から平均的な10アール当たり収穫量を算定し、それに樹齢構成の変化等による収穫量の伸び率を乗じて定める。

※基準品質指数：出荷資料により収穫量を算定する場合は基準年（最近2か年）の出荷資料から算定した地域の1kg当たり平均価格に対するその組合員等の1kg当たり平均価格の比。青色申告書等により収穫量を算定する場合は8の(2)のイの標準品質指数（青色申告書等による場合）に準じて算出する。

14. 共済金の支払（法 150、規則 129、130、131、133、134、135、136）

組合等の支払う共済金は、次により算出する。

(1) 収穫共済

ア 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、共済事故による損害割合が 20%（又は 30%、40%）を超えた場合に、次式により算定する。

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合} *$$

イ 半相殺減収総合方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、共済事故による損害割合が 30%（又は 40%、50%）を超えた場合に、次式により算定する。

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合} *$$

ウ 地域インデックス方式

類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、共済事故による損害割合が 10%（又は 20%、30%）を超えた場合に、次式により算定する。

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合} *$$

※損害割合 = 減収量 / 基準収穫量

（注）細区分を定めた類区分に係る損害割合

$$\text{損害割合} = \text{減収金額} / \text{基準収穫金額}$$

$$\text{※減収金額} = \text{基準収穫金額} - \text{実収穫金額}$$

※基準収穫金額

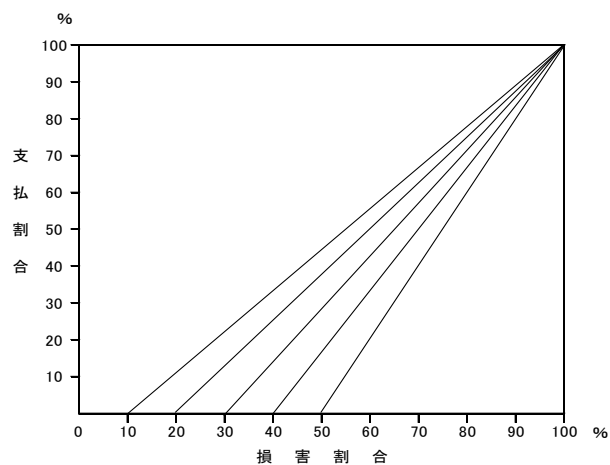
$$= (\text{当該細区分に係る基準収穫量} \times \text{当該細区分に係る果実のキログラム当たり価額}) \text{の合計}$$

※実収穫金額

$$= (\text{当該細区分に係る実収穫量} \times \text{当該細区分に係る果実のキログラム当たり価額}) \text{の合計}$$

＊支払割合

アからウにおける支払割合は次のとおり。



支払開始割合	共済金支払割合
10%	$10 \div 9 \times \text{損害割合} - 1 \div 9$
20%	$5 \div 4 \times \text{損害割合} - 1 \div 4$
30%	$10 \div 7 \times \text{損害割合} - 3 \div 7$
40%	$5 \div 3 \times \text{損害割合} - 2 \div 3$
50%	$2 \times \text{損害割合} - 1$

損害割合に応じた共済金の支払割合（支払開始割合が30%の例）

区分	損害割合（%）									
	30%超 30.5%未満	31	35	40	50	60	70	80	90	100
共済金 支払割合 (%)	0.4	1	7	14	29	43	57	71	86	100

（例）りんごの1類（支払開始割合が30%の場合）

$$\begin{array}{ccccc} \text{(共済金)} & & \text{(共済金額)} & & \text{(支払割合)} \\ 192,850 \text{ 円} & = & 665,000 \text{ 円} & \times & 29\% \text{ (50\%の損害割合の場合)} \end{array}$$

$$50\% \text{ の損害割合} = \frac{\begin{array}{ccccc} \text{基準} & \text{1群の} & \text{1群の1kg} & \text{2群の} & \text{2群の1kg} \\ \text{収穫金額} & \text{実収穫量} & \text{当たり価額} & \text{実収穫量} & \text{当たり価額} \end{array}}{950,000 \text{ 円}} = \frac{950,000 \text{ 円} - (1,500\text{kg} \times 130 \text{ 円}) + 1,000\text{kg} \times 280 \text{ 円}}{950,000 \text{ 円}}$$

エ 災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、品質を加味した実収穫量が基準収穫量を下回るときに、次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{支払共済金} &= \left[\text{共済限度額} (\text{基準生産金額} \times 8 \text{割} (\text{又は} 7 \text{割、} 6 \text{割})) \right. \\ &\quad \left. - \text{当該年産の生産金額} \right] \times \text{共済金額} / \text{共済限度額} \end{aligned}$$

(例)

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & & & \left[\frac{\text{共 済 金 額}}{\text{共 済 限 度 額}} \right] \\ & (\text{共 済 金}) & & (\text{共 済 限 度 額}) & & (\text{生 産 金 額}) & \\ 225,000 \text{ 円} & = & (800,000 \text{ 円} & - & 500,000 \text{ 円}) & \times & \frac{600,000 \text{ 円}}{800,000 \text{ 円}} \end{array}$$

(注) この例では、基準生産金額は 100 万円（共済限度額は 8 割の 80 万円）。また、共済金額 60 万円を組合員等が選択。当該年産の生産金額は 50 万円の場合。

(注) 当該年産の収穫量に加味する品質指数は、基準年次の地域の 1 キログラム（1 粒）当たり評点数に対する評価年の組合員等の 1 キログラム（1 粒）当たり評点数の値に分割品質指数を加えたものである。

(2) 樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごとに、損害額が 10 万円又は共済価額の 1 割のいずれか小さい金額を超える損害があった組合員等に対し、次式により算定する。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \text{共済金額} / \text{共済価額}$$

$$\begin{aligned} \text{※損害額} &= (\text{類区分等ごと及び樹齢区分別の果樹ごとの全損換算本数} \\ &\quad \times \text{類区分等ごと及び樹齢区分別の果樹ごとの 1 本当たり価額}) \text{の合計} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{※類区分等ごと及び樹} \\ \text{齢区分別の果樹ごと} &= \left(\text{損害程度別本数} \times \text{損害程度(中央値)} \right) \text{の合計} \\ \text{の全損換算本数} & \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{※類区分等ごと及び樹} \\ \text{齢区分別の果樹ごと} &= \frac{\text{当該類区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの価額}}{\text{当該類区分等及び樹齢区分別の果樹の引受本数}} \\ \text{の 1 本当たり価額} & \end{aligned}$$

(例)

樹齢区分のある場合 (うんしゅうみかん 1 類)

$$\begin{aligned} & \text{(共済金)} \quad \text{(損害額)} \quad \left(\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \right) \dots\dots\dots \text{付保割合} \end{aligned}$$

$$872,000 \text{ 円} = 1,090,000 \text{ 円} \left(\frac{\text{共済価額 219 万円}}{\text{の 50\% 損害}} \right) \times \frac{1,752,000 \text{ 円}}{2,190,000 \text{ 円}}$$

$$\begin{aligned} \text{(損害額)} \quad & \left(\frac{\text{7 年生 1 本当}}{\text{たり共済価額}} \right) \left(\frac{\text{全 損}}{\text{換算本数}} \right) \left(\frac{\text{18 年生 1 本当}}{\text{たりの共済価額}} \right) \left(\frac{\text{全 損}}{\text{換算本数}} \right) \end{aligned}$$

$$1,090,000 \text{ 円} = 5,500 \text{ 円} \times 100 \text{ 本} + 10,800 \text{ 円} \times 50 \text{ 本}$$

15. 損害評価（法 130 二三、131、172、規則 81①五、82、174）

（1）組合等への損害通知

ア 事故発生通知

組合員等は、共済目的に共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。

イ 損害通知

組合員等は、次のとおり共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、収穫期（樹体共済にあっては共済責任期間の終期）において、組合等の指定する時期までに被害を受けた樹園地の全てにつき、災害の種類、発生年月日及び発生した場所、収穫予定年月日その他災害の状況等（半相殺減収総合方式にあっては見込収穫量を含む。）を組合等に通知しなければならない。

（ア）収穫共済

a 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

組合員等ごと及び類区分ごとに基準収穫量の 2 割（又は 3 割、4 割）を超える被害（全相殺品質方式にあっては品質を加味したもの。）があったと認めるとき。

b 半相殺減収総合方式

組合員等ごと及び類区分ごとに基準収穫量の 3 割（又は 4 割、5 割）を超える被害があったと認めるとき。

c 地域インデックス方式

組合員等ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとに、共済事故による果実の減収があったと認めるとき。

d 災害収入共済方式

組合員等ごと及び類区分ごとに、共済事故による果実の減収又は品質低下があったと認めるとき。

（イ）樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに共済事故により 10 万円（共済価額の 10 分の 1 に相当する金額が 10 万円に満たないときは、当該相当する金額）を超える損害があったと認めるとき。

（2）組合等における損害の額の認定

ア 収穫量等の調査

（ア）収穫共済

a 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

（a）共済事故確認調査

組合等は、収穫期において、損害通知のあった組合員等の被害樹園地の全て及び無被害樹園地の一部について、共済事故の発生状況を確認するとともに、分割減収量が認められた場合には分割評価を行う。

共済事故確認調査を行っていない無被害樹園地の分割割合は、共済事故確認調査を行った無被害樹園地の平均分割割合を一律に適用する。

(b) 組合員等ごとの収穫量の調査

組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。

① 出荷数量等調査

組合等は、収穫期において、出荷団体等が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は出荷団体等から必要な資料の提示を受けて、収穫量を調査する。

② 青色申告書等調査

組合等は、損害通知のあった組合員等から次の書類を提出させ、収穫量を把握する。

i 個人の場合：次のいずれかの書類

一 農産物受払帳の写し及び収穫量の類区分等別内訳書

二 所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳の写し、所得税の確定申告書（第一表）の写し及び販売金額等の品目別内訳書

ii 法人の場合

損益計算書、法人税確定申告書（別表一、別表四）の写し及び販売金額等の品目別内訳書

③ 確定申告関係書類調査

組合等は、損害通知のあった組合員等から次の書類を提出させ、収穫量を把握する。

i 個人の場合

収支内訳書（農業所得用）の写し、農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿の写し及び販売金額等の品目別内訳書

ii 法人の場合

損益計算書、法人税確定申告書（別表一、別表四）の写し、棚卸表（当事業年度及び前事業年度に係るもの）、農産物の売上に関する事項を記載した帳簿の写し及び販売金額等の品目別内訳書

④ 収穫量検証調査

組合等は、必要があると認めるときは、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量を検証するため、収穫期において、収穫量検証調査を行う。

〔調査対象者〕

i 青色申告書等又は確定申告関係書類に基づき、当該組合員等の収穫量を調査することとなって以降、初めて損害通知を行った者

ii 同一市町村内の他の組合員等からの損害通知が僅少な場合に損害通知を行った者

(c) 貯蔵場所調査

組合等は、損害通知のあった組合員等の貯蔵場所の全てについて果実の貯蔵状況を調査し、共済事故以外の原因により腐敗した果実、す上がりした果実等がある場合はこれを見積もり、組合員等ごとにこの数量を取りまとめ、分割減収量とする。

b 半相殺減収総合方式

(a) 農家申告抜取調査

組合等は、組合員等から損害通知を受けたときは、全ての被害樹園地に係る生果と傷果別の見込収穫量を申告させる。

組合等は、収穫期において、損害通知のあった組合員等ごとに被害樹園地（収穫皆無樹園地を除く。）の一部を被害状況等を勘案して任意に抽出（調査樹園地数は下表のとおり）して、収穫量を検見又は実測の方法により調査する。

〔被害樹園地の調査園地数〕

対象 樹園地数	抜取 樹園地数	対象 樹園地数	抜取 樹園地数	対象 樹園地数	抜取 樹園地数
1～3	全樹園地	22～24	8	40～42	14
4～9	3	25～27	9	43～45	15
10～12	4	28～30	10	46～48	16
13～15	5	31～33	11	49～51	17
16～18	6	34～36	12	52以上	18
19～21	7	37～39	13		

なお、調査を行わなかった樹園地は、次により組合員等から申告させた収穫量を修正して、当該樹園地の収穫量とする。

調査を行わなかった樹園地の収穫量 = 組合員等の申告収穫量 × 修正率

$$\text{※修正率} = \frac{\text{調査を行った樹園地の収穫量の合計}}{\text{調査を行った樹園地の組合員等の申告収穫量の合計}}$$

また、組合等は、農家申告抜取調査を行った樹園地につき分割評価を行い、農家申告抜取調査を行っていない樹園地の分割割合は、当該調査を行った被害樹園地の平均分割割合を一律に適用するとともに、収穫皆無樹園地は、全て調査する。

(b) 抜取調査

損害評価地区を設定して抜取調査を行った場合において、1 損害評価地区当たり 9 樹園地を標準として任意に抽出して収穫量を検見又は実測の方法により調査する。

c 地域インデックス方式

〔共済事故確認調査〕

組合等は、収穫期において、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、損

害通知のあった組合員等の被害樹園地のうち1樹園地について、共済事故による損害の発生状況を確認する。

d 災害収入共済方式

(a) 共済事故確認調査

全相殺減収方式及び全相殺品質方式に準じて行う。

(b) 組合員等ごとの収穫量の調査

組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。

① 出荷数量等調査

組合等は、収穫期において、出荷団体等が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は出荷団体等から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとに出荷数量、品質及び生産金額を調査する。

② 青色申告書等調査

全相殺減収方式及び全相殺品質方式に準じて行う。

③ 収穫量検証調査

全相殺減収方式及び全相殺品質方式に準じて行う。

(c) 貯蔵場所調査

全相殺減収方式及び全相殺品質方式に準じて行う。

(イ) 樹体共済

損害通知のあった組合員等について、共済責任期間の終期において、検見の方法により、樹体共済の類区分等別、樹齢区分別及び損害程度別に損害程度別損害本数を調査し、樹体共済の共済目的の種類ごとに及び組合員等ごとに損害額を求める。

イ 当初評価高の当初認定

(ア) 特定組合等以外の組合等

特定組合等以外の組合等は、収穫共済について損害評価会の意見を聴いて、全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式にあっては組合員等ごとの減収量、地域インデックス方式にあっては組合員等ごと及び統計単位地域ごとの減収量、災害収入共済方式にあっては組合員等ごとの生産金額の減少額を算定したうえで、損害の額並びに樹体共済について組合員等ごとの損害額を認定する。

(イ) 都道府県連合会への報告

特定組合等以外の組合等は、(ア)で認定した損害の額を連合会認定区分ごとに合計し、都道府県連合会に報告する。

(ウ) 特定組合等

特定組合等は、政府保険認定区分ごとに、共済金の総額が当該区分に係る通常責任共済金額を超える区分（「異常災害政府保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請する。また、異常災害政府保険認定区分以外の政府保険認定区分については、損害の額を農林水産大臣に報告する。

なお、特定組合等は、果樹政府保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該果樹政

府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、当該果樹政府保険区分に属する異常災害政府保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大臣への報告とすることができる。

(3) 都道府県連合会における損害の額の認定

ア 抜取調査

都道府県連合会は、半相殺方式及び樹体共済にあつては、会員である組合等の調査結果を検定するため、実測の方法又は実測及び検見の方法により、組合等が調査した樹園地のうちから組合等ごとに一定数を任意に抽出し、抜取調査を行う。

イ 当初評価高

(ア) 当初評価高の当初認定

都道府県連合会は、収穫共済にあつては損害評価会の意見を聴いて、連合会認定区分ごと及び組合等ごとの損害の額（「連合会当初評価高」という。）を認定する。

(イ) 当初評価高の認定申請等

都道府県連合会は、政府再保険認定区分ごとに、当該区分ごとの損害の額が当該区分に係る通常責任共済金額を超えると認める政府再保険認定区分（「異常災害政府再保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請する。また、異常災害政府再保険認定区分以外の政府再保険認定区分については、損害の額を農林水産大臣に報告する。

なお、果樹再保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該果樹再保険区分に係る再保険金が支払われないことが見込まれるときは、当該果樹再保険区分に属する異常災害政府再保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大臣への報告とすることができる。

(4) 農林水産大臣の損害の認定

農林水産大臣は、連合会当初評価高（特定組合等にあつては特定組合等当初評価高）を審査し、都道府県連合会ごと及び政府再保険認定区分ごと（特定組合等にあつては特定組合等ごと及び政府保険認定区分ごと）に認定する。

(5) 損害評価高の決定

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会

都道府県連合会は、連合会当初評価高のとおり農林水産大臣から認定を得た場合には、連合会認定区分ごと及び会員である組合等ごとに損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに、組合等に通知する。

なお、農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、収穫共済にあつては損害評価会の意見を聴いて、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

(イ) 組合等

組合等は、組合等当初評価高のとおり都道府県連合会からの認定通知があったときは、

そのまま損害の額を認定する。

都道府県連合会が認定した損害の額に係る減収量又は生産金額の減少額及び損害の額と比較し、組合等当初評価高を修正する必要がある場合は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を超えないよう、都道府県連合会から提示された修正率を農家申告抜取調査対象樹園地又は全樹園地調査の対象樹園地ごとに一律に適用して組合等当初評価高における減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を修正し、損害の額を認定する。

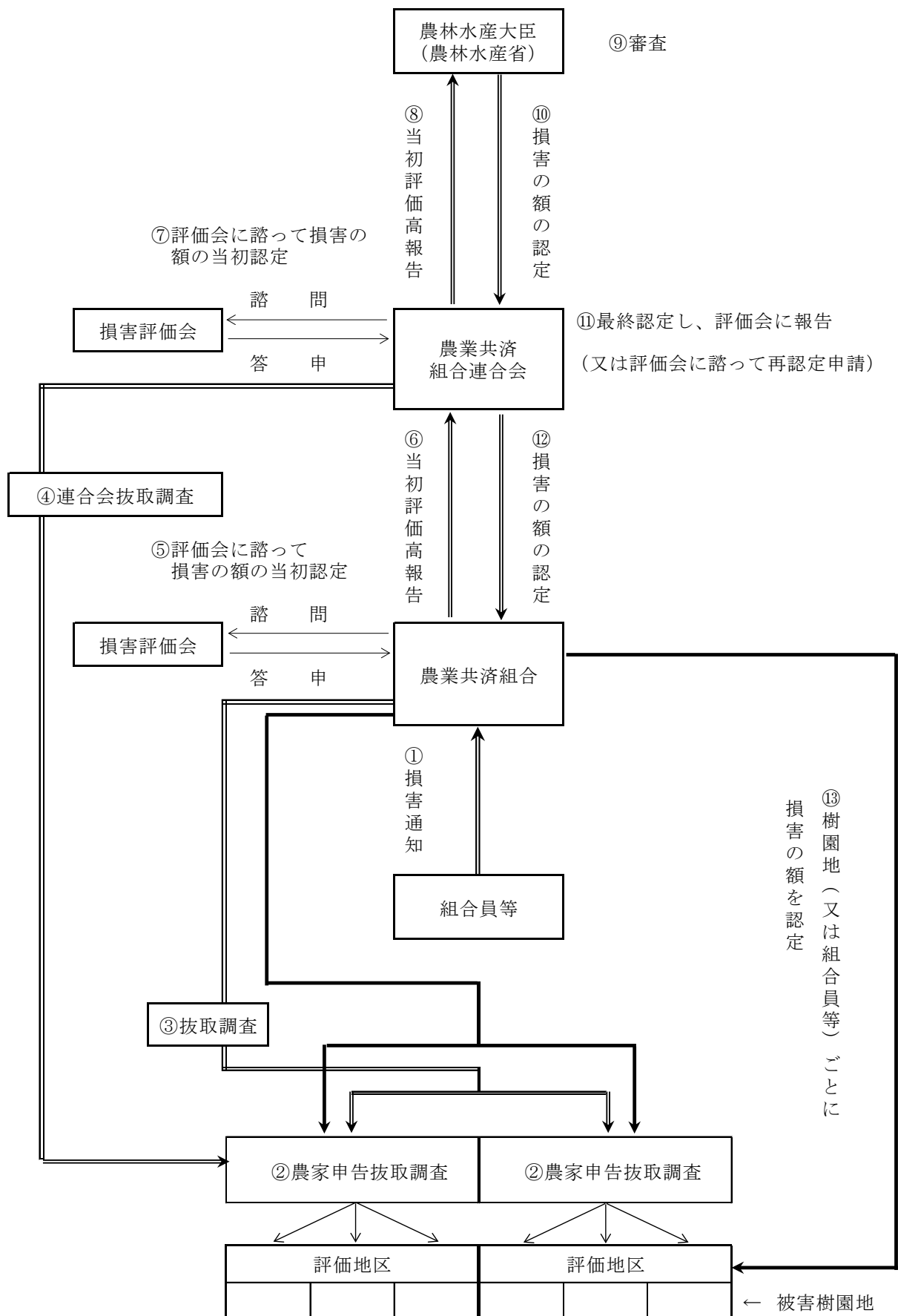
イ ２段階制の場合

特定組合等は、組合等当初評価高のとおり農林水産大臣からの認定を得た場合には、政府保険認定区分ごとにその損害の額を認定する。

なお、農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、収穫共済にあっては損害評価会の意見を聴いて、政府保険認定区分ごとの減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

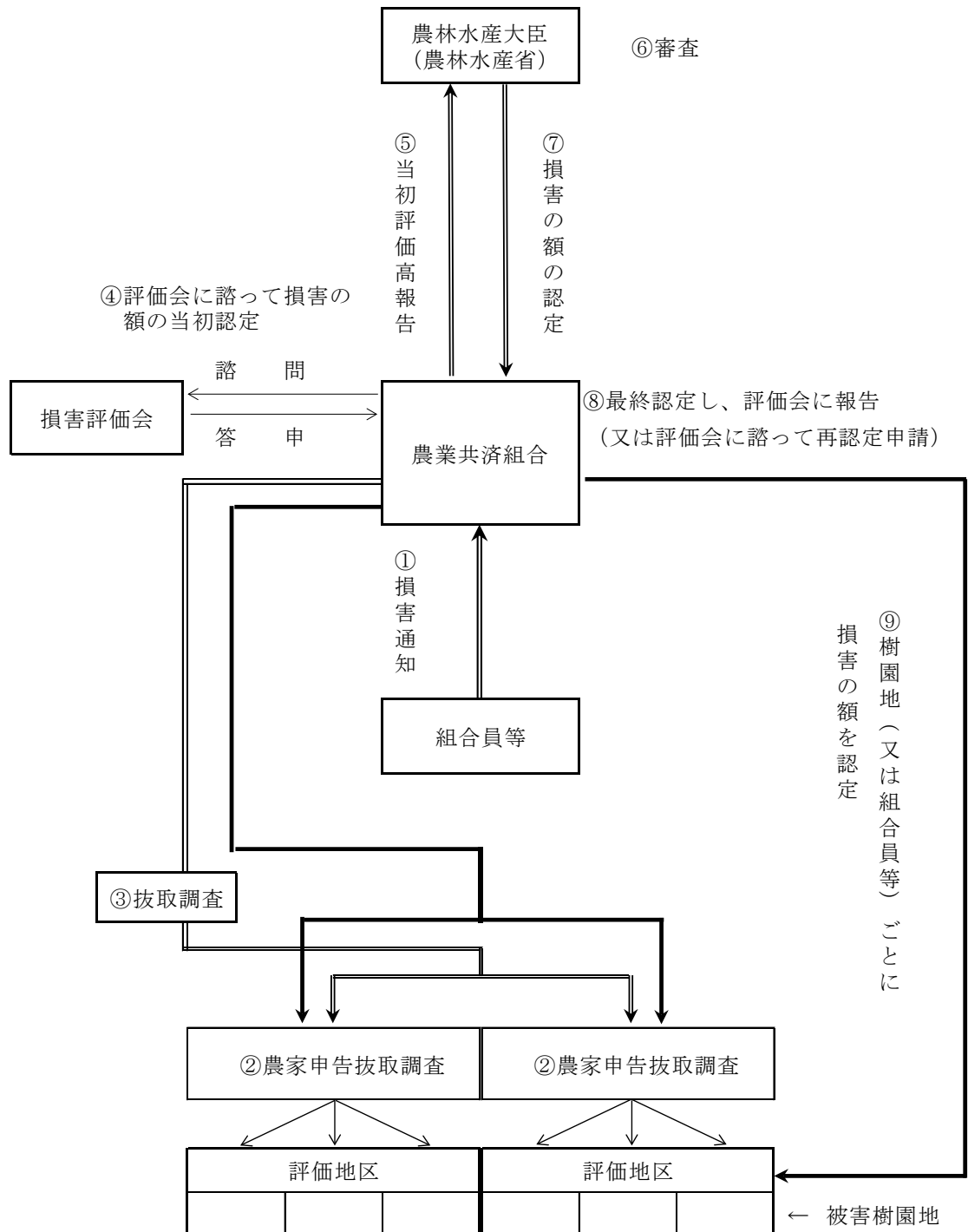
損害の現地調査及び認定の手順（３段階制）（半相殺方式の例）

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩→⑪→⑫→⑬



損害の現地調査及び認定の手順（２段階制）（半相殺方式の例）

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨



16. 共済責任の分担（法 165、166、192、201、政令 21③、24、30③、33、36③、39、規則 162、167、168、204、212、213、228、234）

(1) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等の間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあつては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあつては、政府と特定組合等との間に保険関係が当然に成立する。

この保険関係及び再保険関係の単位は、次のとおり。

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会と組合等との保険関係

果樹連合会保険区分ごと

(イ) 都道府県連合会と政府との再保険関係

果樹再保険区分ごと

イ 2段階制の場合（特定組合等と政府との保険関係）

果樹政府保険区分ごと

(2) 責任分担

ア 3段階制における果樹共済の責任分担

(ア) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、果樹連合会保険区分ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\begin{aligned} \text{保険金額} &= \text{果樹異常責任共済金額} \times 90\% \\ &\quad + (\text{総共済金額} - \text{果樹異常責任共済金額} \times 90\%) \\ &\quad \times \text{果樹責任保険歩合} (20\sim 80\%) \end{aligned}$$

※果樹異常責任共済金額 = 総共済金額 - 果樹通常責任共済金額

※果樹通常責任共済金額（果樹連合会保険区分ごと）

= 総共済金額（共済掛金区分、危険段階ごと）

× 危険段階別果樹通常標準被害率（危険段階ごと）

※危険段階別果樹通常標準被害率（危険段階ごと）

= 果樹通常標準被害率（共済掛金区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）

※果樹通常標準被害率（共済掛金区分ごと）

= 果樹各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。

※果樹責任保険歩合 = 20%～80%（農林水産大臣定める割合）

(イ) 保険料

保険料は、果樹連合会保険区分ごとに、次の金額とする。

$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{果樹異常責任共済掛金} \times 90\% \\ &\quad + (\text{共済掛金総額} - \text{果樹異常責任共済掛金} \times 90\%) \\ &\quad \times \text{果樹責任保険歩合} (20\sim 80\%) \end{aligned}$$

※果樹異常責任共済掛金（果樹連合会保険区分ごと）

＝ 総共済金額（共済掛金区分、危険段階ごと）

× 危険段階別果樹保険料基礎率（危険段階ごと）

※危険段階別果樹保険料基礎率（危険段階ごと）

＝ 保険料基礎率（共済掛金区分ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）

※保険料基礎率（共済掛金区分ごと）

＝ 果樹異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

(ウ) 保険金の支払

都道府県連合会の支払う保険金は、果樹連合会保険区分ごとに次により算出する。

a 通常災害組合等の場合

保険金 ＝ 総共済金 × 果樹責任保険歩合

b 異常災害組合等の場合

保険金 ＝ (総共済金 － 果樹通常責任共済金額) × 90%

＋ {総共済金 － (総共済金 － 果樹通常責任共済金額) × 90%}

× 果樹責任保険歩合

(エ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会は、果樹再保険区分ごとに、次の金額を政府の再保険に付す。

再保険金額 ＝ 果樹異常責任共済金額 × 90%

(オ) 再保険料

再保険料は、果樹再保険区分ごと及び組合等ごとに次の金額とする。

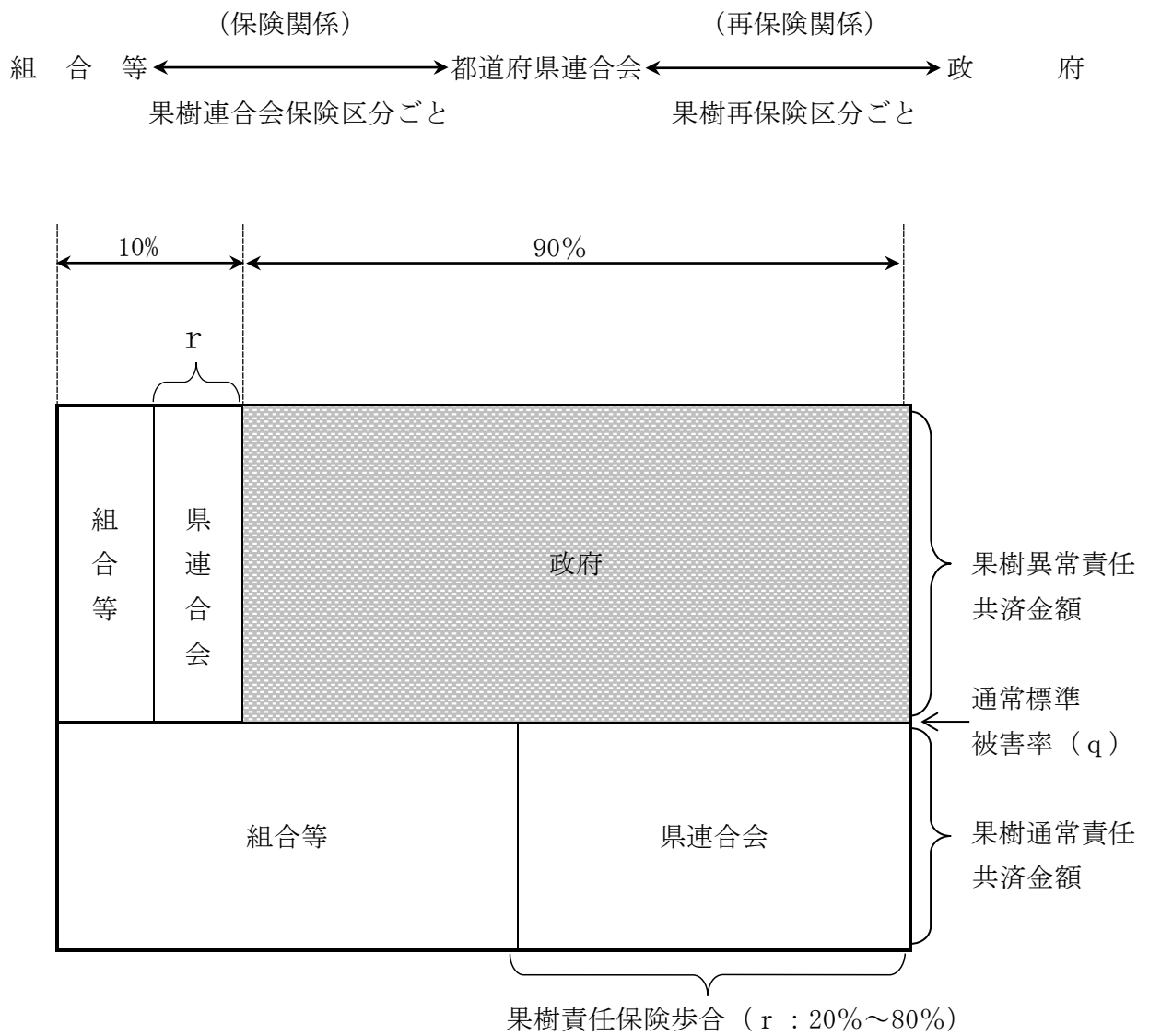
再保険料 ＝ 果樹異常責任共済掛金 × 農林水産大臣が定める係数 × 90%

(カ) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、果樹再保険区分ごと及び組合等ごとに、次により算出する。

再保険金 ＝ (総共済金 － 果樹通常責任共済金額) × 90%

責任分担図（3段階制）



イ 2段階制における果樹共済の責任分担

(7) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等は、果樹政府保険区分ごとに、次の金額を政府の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保險金額} = \text{果樹異常責任共済金額} \times 90\%$$

(イ) 保険料

保険料は、果樹政府保険区分ごとに、次の金額とする。

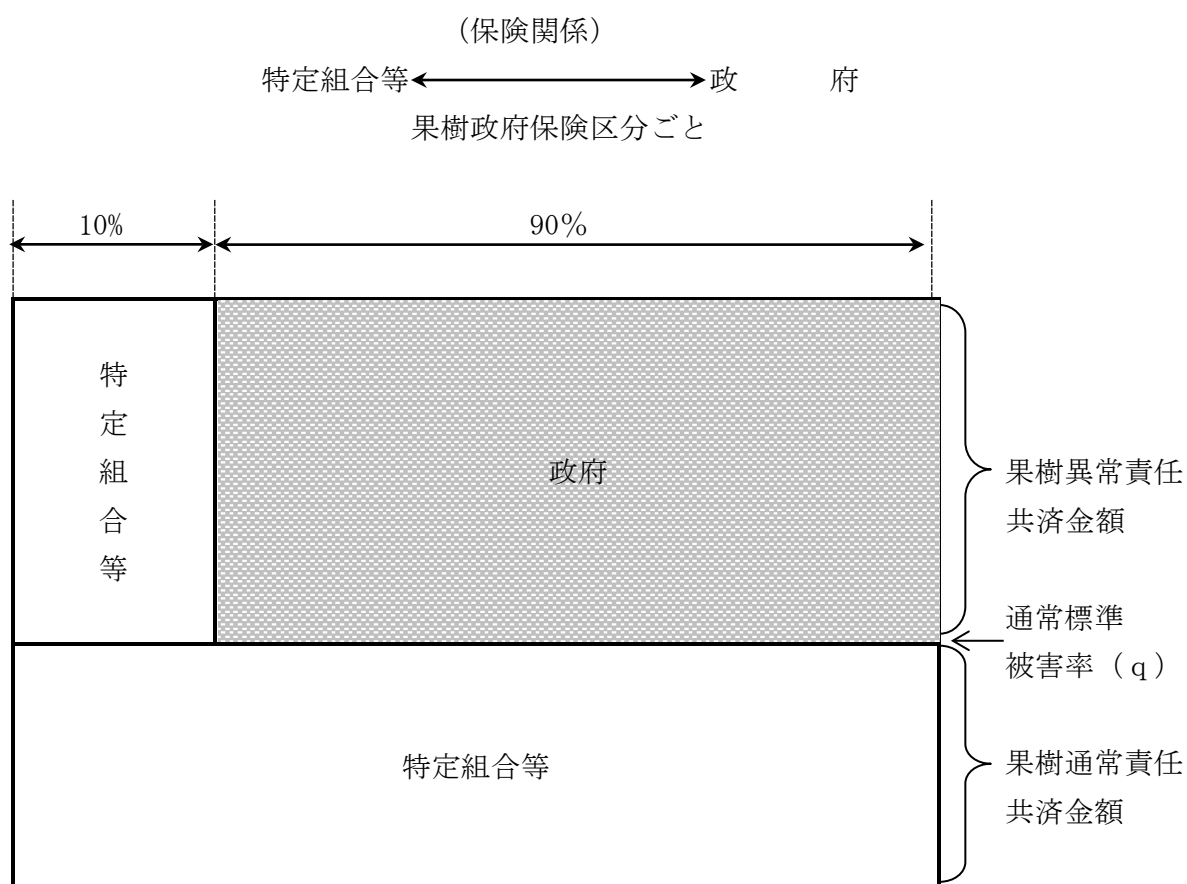
$$\text{保險料} = \text{果樹異常責任共濟掛金} \times 90\%$$

(ウ) 保険金の支払

政府が支払う保険金は、果樹政府保険区分ごと及び特定組合等ごとに、次により算出する。

$$\text{保険金} = (\text{総共済金} - \text{果樹通常責任共済金額}) \times 90\%$$

責任分担図（2段階制）



17. 共済掛金国庫負担金の処理（法 11、政令 2、規則 2、3、4）

共済掛金国庫負担金は都道府県連合会及び組合等に交付するが、その交付は、組合等ごと及び負担金交付区分（共済責任期間の開始の時期を勘案して農林水産大臣が定める共済関係の区分をいい、果樹共済にあつては次表のとおり。）ごとに合計し、その合計額（以下「組合等別国庫負担金」という。）を基礎として、次のように行われる。

表 果樹共済の負担金交付区分

負担金交付区分	共済関係
第一交付区分	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式（短縮方式を除く。）、地域インデックス方式、災害収入共済方式及び樹体共済に係る共済関係
第二交付区分	半相殺方式（短縮方式に限る。）に係る共済関係

ア 組合等交付金

組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別保険料より大きい場合は、その差の部分の金額に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額を交付する。

イ 都道府県連合会交付金（３段階制の場合）

会員たる組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別再保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの再保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別再保険料より大きい組合等のその差額の部分（組合等別国庫負担金＞組合等別保険料のときは、組合等別保険料と組合等別再保険料の差額に相当する金額に限る。）に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額の合計金額を交付する。

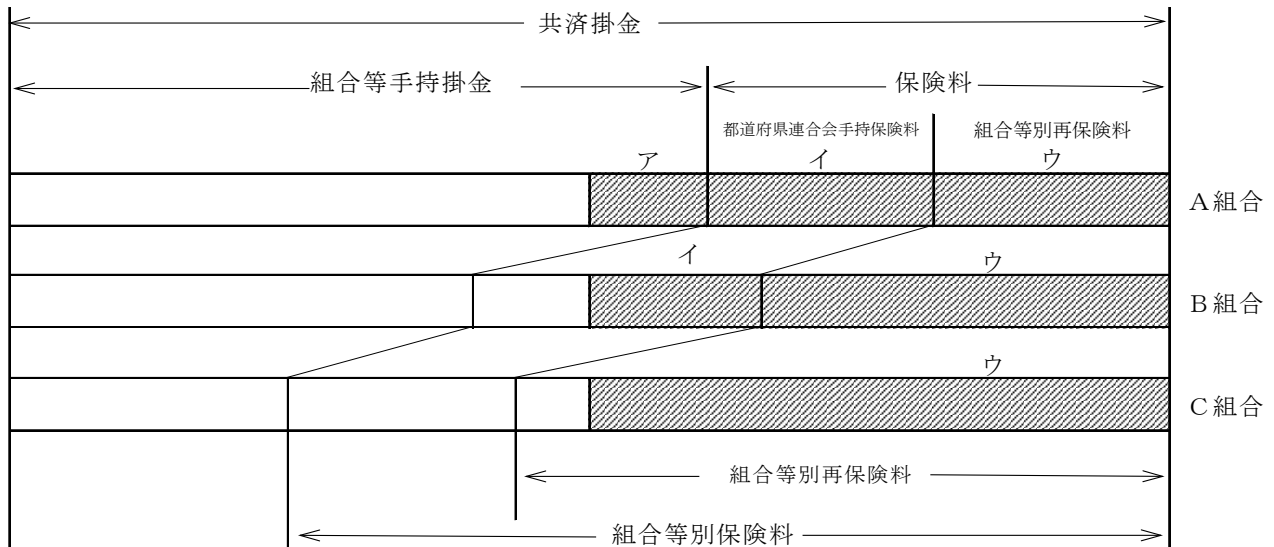
なお、組合等別再保険料が組合等別国庫負担金を超える組合等がある場合は、当該組合等の組合等別再保険料から組合等別国庫負担金を差し引いて得た金額を差し引いて交付する。

ウ 食料安定供給特別会計への計上

組合等別国庫負担金のうち組合等別再保険料（組合等別再保険料＞組合等別国庫負担金の場合は組合等別国庫負担金）を、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

※ウにおいて、２段階制の場合は「組合等別再保険料」を「組合等別保険料」と読み替える。

交付金の概念図（３段階制の場合）



（注）共済掛金のうち網かけ部分……国庫負担額（組合等別国庫負担金）
白地部分……農家負担額

18. 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除

(1) 共済関係の解除

組合員等は、果樹共済の共済関係の成立後に当該共済目的の収穫期を保険期間に含む農業経営収入保険の保険関係を成立させようとするときは、組合等に申し出るものとし、組合等は、当該保険期間の開始の日の前日付けで共済関係を解除する。

(2) 共済掛金・事務費賦課金の払戻し

組合等は(1)による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、共済掛金の全額及び事務費賦課金の一部（月割で計算した額）又は全額を払い戻すものとする。

(参考)

危険段階別共済掛金率の設定・適用について

1 危険段階別共済掛金率の設定（3年ごと）

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、次のとおり設定する。

(1) 組合員等ごとの平均損害率の整理

組合員等ごとの各年の損害率（＝共済金/標準共済掛金）を整理し、直近 20 年間の平均損害率を計算する。

※標準共済掛金 ＝ 共済金額 × 告示料率

※加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%とする。

(2) 危険段階区分の設定

a 危険段階の区分数は、基準となる危険段階区分「0」を中心に上下 20 区分ずつの合計 41 区分とする。

b 各危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、危険段階区分「0」の平均損害率を「97.5～102.5%」と置き、5%の幅を基本として、等間隔に設定する。

※平均的な損害率（100%）のおおむね 2 倍以上の平均損害率を一括りとして、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲とする。

c 各危険段階区分の平均損害率の範囲に応じて、平均損害率が当該範囲に該当する組合員等を、当該危険段階区分に属するものとして整理する。

※新規加入者については、危険段階区分「0」に属するものとする。

d 各危険段階区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とする。

※最高位の危険段階区分については、当該区分に属する組合員等の平均損害率を当該組合員等ごとの見込共済金額で加重平均して得た率を代表値とする（当該区分に属する組合員等がない場合は、200%を代表値とする。）。

(3) 危険指数の設定

a 各危険段階区分の危険指数を次のとおり設定する。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$$

b 危険指数を次のとおり圧縮する。

(a) 共済掛金標準率に対する最低位の危険段階区分の基準共済掛金率の割合を、5割を超えない範囲内において決定する。

- (b) 最高位の危険段階区分の危険指数（Kmax と呼称する。）を圧縮する倍率を次式により算出する。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{\max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

r : (a) で定めた割合

m : 各危険段階区分の見込共済金額の合計金額により加重平均した危険指数の平均値

- c 算出した倍率まで Kmax を圧縮し、これに応じて、各危険段階区分の危険指数を次式により圧縮する。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後の } K_{\max}) - 1}{(\text{圧縮前の } K_{\max}) - 1} + 1$$

(4) 危険段階別共済掛金率の決定

- a 次式により、危険段階区分ごとに基準共済掛金率を算定する。

$$\text{基準共済掛金率} = \frac{\text{各危険段階区分の圧縮後の危険指数}}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}} \times \text{共済掛金標準率}$$

- b 各危険段階区分の基準共済掛金率を下回らない範囲内において、危険段階区分ごとに共済掛金率を決定する。

危険段階別共済掛金率の表（例）

危険段階区分	損害率 (%)		危険指数		危険段階別基準共済掛金率 (%)	危険段階別共済掛金率 (%)
	平均損害率 (*) の範囲	代表値	圧縮前			
20	197.5 ≤	295	236	3.97	11.92	11.92
19	192.5 ≤ * < 197.5	195	156	2.96	8.89	8.89
18	187.5 ≤ * < 192.5	190	152	2.91	8.73	8.73
3	112.5 ≤ * < 117.5	115	92	2.15	6.46	6.46
2	107.5 ≤ * < 112.5	110	88	2.10	6.30	6.30
1	102.5 ≤ * < 107.5	105	84	2.05	6.15	6.15
0	97.5 ≤ * < 102.5	100	80	2.00	6.00	6.00
-1	92.5 ≤ * < 97.5	95	76	1.95	5.85	5.85
-2	87.5 ≤ * < 92.5	90	72	1.90	5.70	5.70
-3	82.5 ≤ * < 87.5	85	68	1.85	5.54	5.54

-18	$7.5 \leq * < 12.5$	10	8	1.09	3.27	3.27
-19	$2.5 \leq * < 7.5$	5	4	1.04	3.11	3.11
-20	$0 \leq * < 2.5$	1.25	1	1.00	3.00	3.00
			平均值			
			80	2.00		

2 共済関係に適用する共済掛金率の判定（毎年）

共済関係ごとに適用する危険段階区分は、組合員等の直近 20 年間の損害率により、次のとおり判定する。

(1) 組合員等ごとの加重平均損害率の計算

a 組合員等ごとの各年の損害率を 1 の(1)と同様に整理する。

b a の損害率について、直近年ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算する。

(a) 各年の損害率に、次に掲げるウェイトを乗じる。

【ウェイト】

20 年前	19 年前		12 年前	11 年前	10 年前	9 年前		2 年前	直近年
5	10		45	50	55	60		95	100

(b) (a) の 20 年間の合計を、ウェイトの合計である 1050 で除す。

(2) 危険段階区分の判定及び共済掛金率の適用

毎年、組合員等ごとの加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、その年の共済掛金区分について対応する共済掛金率を、その年の共済関係に適用する。

※共済金の受取がなければ、危険段階区分は基本 1 段階ずつ下がる。

(参考)

主要果樹の花芽の形成期、果実の収穫期等

果 樹 の 種 類	品 種 区 分	花 芽 の 形 成 期	開 花 期	収 穫 期
うんしゅうみかん	早 生 温 州	7 月上～8 月上旬	4 月下～5 月下旬	9 月下～11 月上旬
	普 通 温 州	〃	5 月上～下旬	11 月上～12 月中旬
な つ み か ん		〃	5 月上～6 月上旬	2 月下～5 月下旬
い よ か ん		〃	5 月上～6 月下旬	12 月上～1 月上旬
指 定 か ん き つ	は っ さ く	〃	5 月上～6 月下旬	12 月下～1 月下旬
	ぼ ん か ん	〃	〃	12 月上～1 月上旬
	ネーフルオレンジ	〃	5 月中～6 月上旬	〃
	ぶ ん た ん	〃	5 月上～6 月上旬	12 月中～2 月下旬
	た ん か ん	〃	4 月下～5 月上旬	1 月中～3 月上旬
	さ ん ぼ う か ん	〃	5 月上～6 月上旬	1 月上～3 月下旬
り ん ご	紅 玉	7 月上～8 月下旬	4 月下～5 月中旬	10 月上・中旬
	スターキング・テリシャス	7 月上～8 月上旬	4 月上～5 月中旬	10 月中～11 月中旬
	ふ じ	7 月上～8 月下旬	4 月下～5 月中旬	11 月上～下旬
ぶ ど う	デ ラ ウ エ ア	5 月中・下旬	5 月上～6 月下旬	7 月上～9 月中旬
	キャンベル・アーリー	〃	〃	7 月下～9 月中旬
	ネオマスカット	〃	〃	8 月下～11 月中旬
な し	和 な し	6 月中・下旬	4 月上～5 月中旬	7 月下～10 月上旬
も も		8 月上～下旬	3 月下～4 月下旬	6 月中～8 月下旬
お う と う		7 月中～8 月中旬	4 月下～5 月中旬	6 月中～7 月下旬
び わ		〃	11 月上～2 月下旬	5 月下～7 月下旬
か き		7 月上・中旬	5 月上～6 月上旬	11 月上～下旬
く り		7 月中・下旬	5 月上～下旬	9 月上～10 月上旬
う め		7 月中～8 月中旬	1 月下～3 月中旬	6 月上～下旬
す も も		7 月中～8 月下旬	3 月中～4 月中旬	6 月下～9 月上旬
キウイフルーツ		7 月上旬	5 月中～6 月上旬	10 月下～11 月上旬
パインアップル	(夏 実)			7 月上～9 月中旬
	(秋 実)			10 月上～12 月中旬
	(冬 実)			1 月上～3 月中旬
	(春 実)			4 月上～6 月中旬

(注) 1. うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ及びびわの花芽の形成期は春枝の伸長停止期をもって記入した。

2. 花芽の形成期、開花期及び収穫期は地域によって差がある。